

埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画

令和5年3月30日

埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。通称「みどりの食料システム法」。）第16条第1項及び環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）に基づき、埼玉県環境負荷低減事業活動促進基本計画（以下「みどり基本計画」という。）を次のとおり定める。

本計画の期間は、令和5年3月30日から令和10年3月31日までとする。なお、計画期間中であっても、情勢の変化等に応じて必要な見直しを行うものとする。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標を以下のとおり設定する。

- ・化学肥料使用量（埼玉県調べにより化学肥料の流通量を把握し、使用量を推計）
平成28年度比16%減（令和9年度）
- ・環境保全型農業直接支払制度の実施面積（埼玉県の施策実施過程で把握）
220ha（令和4年度） → 354ha（令和9年度）
- ・園芸施設の加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合
（農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」により把握）
0.4%（令和2年） → 5%（令和9年）
- ・県試験研究機関による環境負荷低減に資する技術の開発件数
（埼玉県の施策実施過程で把握）
10件（令和5～9年度）

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、農林漁業者が行う農林漁業の持続性の確保に資する事業活動であって、以下のいずれかに該当するものとする。

(1) 土づくりと、化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成29年8月 埼玉県）に定める生産方式による事業活動とする。

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動

別表に定める生産方式による事業活動とする。

(3) その他基本方針第二の2の要件に適合する事業活動

土壌を使用しない栽培において化学肥料及び化学農薬の使用量を削減する技術、土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材の施用、生分解性プラスチックを用いた資材の使用など、農林漁業に由来する環境への負荷の低減に資すると認められる生産方式による事業活動とする。

3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

(1) 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進

県の農林水産試験研究機関において、

- ・緑肥作物を活用した栽培技術、農地へのバイオ炭の施用技術、下水汚泥肥料の施用技術など、土づくりや、化学肥料の使用量の削減に関する課題
- ・総合防除（IPM）に係る農作物ごとの実践指標の策定など、化学農薬の使用量の削減に関する課題
- ・水田からのメタン発生を低減する栽培技術、家畜排せつ物から生じる温室効果ガスを低減する飼料の開発など、温室効果ガスの排出量の削減に関する課題

等について研究を行う。

また、国の研究機関や民間で開発される先端的技術についても把握し、県の研究成果と併せて、農林漁業者に対して普及を図る。

(2) 新品種の育成

病害虫抵抗性のある農作物の品種等を育成し、普及を図る。

(3) 環境負荷の低減に資する資材の普及等

農業用ビニールやポリエチレンフィルムなど農業用廃資材について、リサイクル処理などの適正な処理が行われるよう市町村や農協、資材メーカーと連携して推進するとともに、環境に負荷を与えにくい資材の普及を図る。

(4) 環境負荷の低減に資する機械類の普及

県では、民間企業等と連携したプラットフォーム設置によりスマート農業技術の導入促進を図るなど、環境負荷低減に資する機械類の普及を図る。

(5) 環境負荷低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓

流通業者や消費者に対し、環境負荷低減を図る生産方式について周知し、その評価を高める。

また、高付加価値化と通年販売につながる6次産業化や農商工連携による加工品の開発などを支援する。

4 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進等に関する事項

(1) 販売方法の確立と高付加価値化

新たな販路を開拓するため、流通業者との情報交換会の開催や商談会・マルシェへの出展支援を行い、実需者と農業者のマッチングを促進する。また、生産者団体等と連携し、既存物流網を活用した市場等への出荷ルートの確立を支援する。

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の付加価値を向上するため、流通業者や消費者に対し、環境負荷低減を図る生産方式について周知し、その評価を高める。また、高付加価値化と通年販売につながる6次産業化や農商工連携による加工品の開発などを支援する。(再掲)

有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、販売機会の多様化を図るため、有機JAS認証の取得に向けた研修会の開催や認証取得に係る支援を必要に応じて行う。また、有機JAS認証の取得を支援するため、指導及び助言できる人材の育成に努める。

(2) 地産地消の促進

環境に配慮して生産された農林水産物の販路確保に加え、農林水産物の輸送距離の短縮により環境負荷低減に寄与する観点から、農林水産物直売所の魅力向上と機能強化を促進するとともに、産地や実需者をコーディネートし、県内量販店や飲食店などでの県産農林水産物の取扱いを拡大するなど、県民が身近で主穀、野菜、果物、畜産物等の幅広い県産農林水産物を、「知って、買って、食べる」機会を広げる多彩な地産地消を促進する。

また、県の広報活動やイベントにおいて地産地消をPRするとともに、市町村が行う学校給食における県産農林水産物の利用拡大、食育活動等について、情報提供など必要な支援を行う。

(3) 流通業者・消費者等の理解促進

環境負荷低減を図る生産方式は慣行栽培と比較して資材費や人件費といったコストが高くなりやすいことなどへの理解を促進するため、イベント等を活用し、流通業者や消費者に対し、そのような生産方式の背景や意義、関係する制度の仕組み等を情報発信する。

エンカル消費を推進する観点から、消費者に対し、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を選択・購入することは、SDGsの達成や農村景観形成、生物多様性の保全につながる取組であることを周知する。

特別栽培農産物利用店の指定を推進し、ホームページやガイドブック等で情報発信を行う。

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物への信頼性向上に寄与する観点から、GAPの普及を図る。

5 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(1) 環境負荷低減事業活動の促進に向けた支援

① 生産技術指導・経営指導

県は、関係機関と連携し、環境負荷低減事業活動に取り組む、若しくは取り組もうとする者に対し、技術指導や経営指導を行う。その際、みどり投資促進税制など公的支援施策の活用についても、助言・指導を行う。

また、研修会の開催や国及び民間団体等が開催する研修会への参加により、環境負荷低減事業活動について指導及び助言できる人材を育成する。

さらに、環境負荷低減事業活動の取組事例をホームページ等で紹介するなど、情報発信を行う。

② 研修会の開催

農業者が環境負荷低減事業活動を実践するために必要な技術等の情報を収集でき、かつ農業者相互のネットワークづくりにつながるよう、研修会や情報交換会を開催する。

③ 実践農業者の連携促進

技術向上や販路拡大につながるよう、研修会や情報交換会の開催により地域においてネットワークを形成し、農業者の連携促進を図る。研修会等の情報は、ホームページやSNS等を活用して発信する。

ネットワーク化に当たっては、既存のネットワークグループとの連携を図るとともに、環境保全型農業直接支払交付金の活用を推進する。

また、有機農業者のネットワーク化等による取組事例について、情報収集・情報発信を行う。

④ 新規就農者の育成

新規就農して環境負荷低減事業活動に取り組もうとする者に対して、農業生産技術の習得、農地の確保、制度資金の活用等について、助言・指導を行う。

農業大学の有機農業専攻において、有機農業経営者を講師として招くなど、技術の特殊性を考慮した実践的な実習を通じて有機農業の基礎技術と知識をもつ担い手を養成する。各専攻のカリキュラムには、IPM技術や農薬低減の取組、堆肥の利用などを取り入れる。

また、卒業後の農業法人等への就職のあっせんや受け入れ可能な研修先の紹介など、多

様な就農形態に応じた支援を行う。特に、有機農業は技術習得が難しいことから、県内の有機農業者との連携を強化し、新規就農者の研修受け入れに関する情報等の把握に努める。

(2) 推進体制

県は、市町村と共同して行うみどり基本計画の作成・変更に係る事務を、取りまとめる。また、市町村、農林水産業団体等と連携し、同計画に盛り込まれた施策を主導して行う。

みどり基本計画の作成・変更の際には、共同作成者となる市町村や、農林水産業団体等から意見を求め、合意形成を図る。

施策の具体的な内容・方法については、市町村、農林水産業団体、農林漁業者、流通業者など農林水産業に関わる産業の事業者・団体、消費者等から、意見や情報を得て企画・実施する。

市町村は、その区域内の状況等に応じて、みどり基本計画に盛り込むべき内容を提案し、また、その区域に係る環境負荷低減事業活動の促進に資する措置を講じる。

別表 温室効果ガスの排出の量の削減に資する生産方式

	生産方式	生産方式の内容
1	施設園芸における省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、再生可能エネルギーの利用 ・内張・外張の多層化や、保温性の高い被覆資材の利用による温室の保温性向上 ・温度ムラの改善や変温管理の実施、作物の局所加温技術の導入 ・廃熱や廃CO₂の回収・利用
2	農業機械の省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵システムを備えたトラクタ等の利用による燃料使用量の削減 ・バイオディーゼル燃料の利用
3	林業における省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型高性能林業機械等の導入により、素材生産量当たりの燃油使用量を削減
4	特用林産物生産における省エネルギー化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプや木質バイオマス暖房機の導入、保温性の高い被覆資材の利用等により、燃油使用量を削減
5	水稻栽培におけるメタンの排出抑制の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・秋季に耕うんを行う取組（秋耕）等によりメタンの排出を抑制
6	茶園土壌におけるN ₂ Oの排出抑制の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・茶の栽培において、窒素含有化学肥料又は有機肥料に代えて、硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料を施肥することにより、土壌からの一酸化二窒素の排出を抑制
7	家畜排せつ物管理方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の好気性発酵を促すため、堆積発酵から強制発酵への転換など、より排出係数の小さい処理方法に転換することにより、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制
8	牛の放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放牧地でふん尿の分解により、堆肥堆積と比べて、嫌気条件下で発生するメタン及び一酸化二窒素の発生を抑制
9	アミノ酸バランス改善飼料の給餌	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛・肉用牛・肥育豚・ブロイラーの飼養において、通常の慣用飼料に代えて、粗タンパク質（CP）の含有率が低い「アミノ酸バランス改善飼料」を給餌することにより、排せつ物管理に伴う一酸化二窒素の排出を抑制
10	脂肪酸カルシウム等牛のゲップに由来するメタン排出量を削減する飼料の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の飼料に脂肪酸カルシウム等を添加することにより、牛のゲップに由来するメタン排出量を削減